

東日本大震災に係る日本政府が受け付けた
義援金等に関する地方税の税務上の取扱いについて

東日本大震災に係る日本政府が受け付けた義援金等を寄附した場合の地方税の税務上の取扱いは、次のとおりとなります。

1 個人の方が義援金等を寄附した場合の個人住民税の取扱い

- 個人の方が寄附した日本政府が受け付けた東日本大震災に係る義援金等については、最終的に地方団体を通じて被災者に配分されることから、「ふるさと寄附金（＝地方団体に対する寄附金）」として、寄附金控除の対象となります。（地方税法 37 の 2①②、314 の 7①②）
- 当該義援金を寄附した場合、次の算式で計算した金額が、個人住民税額から控除されることとなります。

（算式） 税額控除額＝①＋②の合計額

①＝（その年中に寄附した「ふるさと寄附金」の額の合計額－2,000円）
×10%

②＝（その年中に寄附した「ふるさと寄附金」の額の合計額－2,000円）
×（90%－0～40%）

寄附者に適用される所得税の限界税率

- ①の「ふるさと寄附金」の額の合計額については、総所得金額の30%相当額が限度です。
- ②の額については、個人住民税所得割の額の1割が限度です。

- 個人の方が寄附金控除を受けるためには、確定申告書又は住民税申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、次の書類を添付するか、提出の際提示してください。
 - ①金融機関の窓口での振込みをした際に受け取る振込金受取書（受領証）
 - ②金融機関のATMで振込みをした際に受け取る振込票
 - ③ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口での通常払込みをした際に受け取る半券（受領証）
 - ④インターネットバンキングなどのパソコンによる振込みをした際に振込日、寄附者、寄附金額、振込先が表示された確認画面をプリントしたもの
 - ⑤日本政府が発行する受領証書
- 個人住民税の寄附金控除は、寄附した年の翌年度の個人住民税からとなります。（例えば、平成23年中に行った寄附金は、平成24年度分個人住民税から控除されます。）
- 実際の控除額についてお知りになりたい方は、お住まいの市区町村におたずね下さい。

2 法人が義援金等を寄付した場合の法人住民税及び法人事業税の取扱い

- 法人が寄付した日本政府が受け付けた東日本大震災に係る義援金等については、その義援金等が法人税の取扱いにおいて「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、その支出額の全額が損金に算入され、法人住民税（法人税割）及び法人事業税に反映されます。

（注）法人が義援金等を寄付した場合の法人税の取扱いについては、国税庁のサイト「東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて」（平成23年3月）をご覧ください。

- 法人住民税（法人税割）及び法人事業税については、法人税において損金算入の適用があればそのまま税額に反映されますので、損金算入の適用を受けるために手続きは必要ありません。